

## 第5次高砂市総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、第5次高砂市総合計画策定支援業務の受託事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定める。

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

第5次高砂市総合計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務内容

〈別紙〉第5次高砂市総合計画策定支援業務委託特記仕様書（以下「業務委託仕様書」という。）に定めるとおり。

#### (3) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

#### (4) 予算額（契約限度額） 10,681千円（消費税額を含む。）

支払限度額

令和6年度 2,112千円（消費税額を含む。）

令和7年度 8,569千円（消費税額を含む。）

### 2. 参加条件

#### (1) 参加資格

本業務の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に参加することができる者は、法人又は法人がグループを構成する団体に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号）第20条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ③ 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ④ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。
- ⑦ 本業務と同種又は類似の業務について地方公共団体と契約実績を有する者であること。
- ⑧ 業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- ⑨ 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録していること。

※作業着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）を発注者に提出するものとする。

### 3. 選定方法

#### (1) 選定委員会の設置

受託者の選定のため、第5次高砂市総合計画策定支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

#### (2) 評価方法

選定委員会は以下の選定方法により選定する。

1次選考：提出書類の書類審査

2次選考：1次選考入選者に対し、プレゼンテーション及び選考委員の質疑により実施（プレゼンテーション15分、質疑20分程度）

### 4. 企画提案スケジュール

#### (1) 参加申込書、企画提案書、見積書等の提出

##### ① 受付期間

令和6年5月27日（月）から令和6年6月28日（金）まで  
（土・日・祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

##### ② 受付場所

高砂市政策部経営企画室企画課  
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

##### ③ 提出方法

持参又は郵送（宅配便可）

郵送（宅配便）で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

※提出された書類は、審査結果にかかわらず返却しない。

#### (2) 1次選考

令和6年7月上旬予定

#### (3) 2次選考（1次選考入選者によるプレゼンテーション）

令和6年7月12日（金）予定

※時間、場所の詳細は、後日連絡する。

※総括責任者、業務担当（責任者）は出席のこと。

※1次選考、2次選考の評価基準は別添のとおり。ただし、合計点数が6割を超えない場合は、失格とします。

#### (4) 委託予定業者との随意契約

令和6年7月下旬

### 5. 提出書類

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）         | 1部 |
| (2) 誓約書（様式第2号）                    | 1部 |
| (3) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書  | 1部 |
| (4) 会社概要（様式任意）                    | 1部 |
| (5) 過去5年間の業務実績（様式第3号）、業務実績表（様式任意） | 1部 |
| (6) 本業務の実施体制（様式第4号）               | 1部 |

(7) 企画提案書（様式任意）

8 部

A 4 判（A 3 判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。

- ① 表紙に「第 5 次高砂市総合計画策定支援業務 提案書」及び「法人名」を明記すること。
- ② 提案書は、表紙を含めて 15 ページ以内で作成すること。
- ③ 調査や計画策定までに示された国指針等が本市想定を上回った場合は、国指針等を優先する内容であること。
- ④ 国の指針を参考と市、調査や計画策定の際に他に提案できる項目等について、その意図やメリット等を含め記載すること。
- ⑤ 個人情報の取扱いについて記載すること。
- ⑥ 業務委託仕様書の各項目について記載すること。

(8) 見積書及び内訳書（様式任意） 正本 1 部、複製 7 部

- ① 見積書には人件費、物件費その他の諸経費を含む。
- ② 見積書には社印及び代表者印を押印すること。

(9) JISQ15001（プライバシーマーク取得）認定書（コピー可）

6. 質疑応答について

実施要領もしくは仕様書に関する質疑がある場合には、質疑書（様式第 5 号）により以下の期日までにメールにて提出するものとする。（メールのタイトルは「第 5 次高砂市総合計画策定支援業務に関する質疑について」とすること。）

なお、回答に関しては、質問者に対しメールで回答を行うほか、市ホームページに公開する。

質疑提出期限 令和 6 年 5 月 1 7 日（金） 1 7 時

回答書配付 令和 6 年 5 月 2 4 日（金） 1 7 時

7. 結果通知（予定）

選考結果については、後日参加者全員に通知する。

8. その他

- (1) 業者選定における会議は非公開とし、会議内容、評価内容についても公表しない。
- (2) 提出書類のうち、応募者の信用情報、ノウハウ等が含まれるもの以外については、公表する場合がある。
- (3) 本プロポーザル実施に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

〔提出先・問合せ先〕

高砂市政策部経営企画室企画課

担当者：貝塚

〒6 7 6－8 5 0 1

高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号

電 話：0 7 9－4 4 3－9 0 0 7

F A X：0 7 9－4 4 2－2 2 2 9

E-mail：tact2110@city.takasago.lg.jp